

地域子供の未来応援交付金

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域ネットワークの形成を図る地方自治体を支援する。

※令和3年3月に加わった「つながりの場づくり緊急支援事業」の概要は別のポンチ絵を御覧ください。

内閣府



地方自治体



実態調査・計画策定

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額(補助対象事業費の上限): 300万円(①②の合計)

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
- ・支援ニーズに応えるため、地域の資源量(支援を行う民間団体の状況等)の把握



②支援体制の整備計画策定

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画の策定が努力義務化



子供等支援事業

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額: 最高1,500万円(①②の合計)、最高300万円(③)

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業(アウトリーチ支援等)
- ・子供食堂等の居場所づくり事業



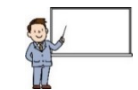
②連携体制の整備

- ・自治体内部(福祉部門・教育部門)、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携



③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等



地域における総合的な支援体制の確立